令和６年度見本市出展委託業務プロポーザル審査要領

令和６年度見本市出展委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

１　審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

（１）別途定める「令和６年度見本市出展委託業務プロポーザル募集要領」（以下、「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者

（２）募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者

（３）募集要領により、適正に書類を作成した参加者

２　審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

（１）業務に対する考え方と出展コンセプト　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（20点）

（２）展示内容（ブース装飾・概要図など）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （30点）

（３）来場者へのＰＲ方法等の企画　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（40点）

（４）スケジュール及び実施体制　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（ 5点）

（５）業務の経費、業務実績　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　（ 5点）

３　審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーション行う審査委員会を開催します。

（１）日時、場所

　　　日程：令和６年５月20日（月）（予定）

　　　※審査委員会の詳細日時及び会場については、説明会でご連絡します。

（２）プレゼンテーション

① プレゼンテーションの時間は１社20分とします。

② 各社のプレゼンテーション開始時刻は別途お知らせします。

③ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑を15分設けます。

４　審査の方法

（１）審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。

（２）審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。

（３）すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、協議を経て、

随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を決定します。

（４）審査の結果、最高点の者が同点で２者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。